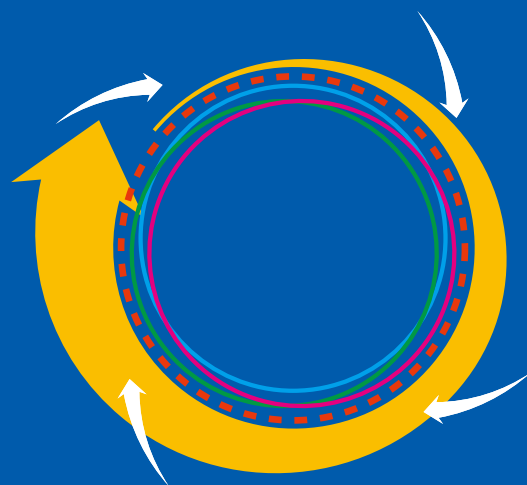


大田区
ユニバーサル
デザインの
まちづくり
基本方針

〔改定版〕

アクションプラン Ver.3

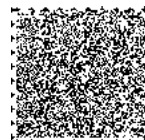
【令和6(2024)年度～令和10(2028)年度】



令和6(2024)年3月



右のマークは音声コードです。コードの位置を示すために切り込みを入れています。スマートフォンの無料アプリ（App StoreまたはGoogle Playで『Uni-Voice』で検索）や専用の読み上げ装置を使用してコードを読み取ることで、音声で本計画の概要を聞き取ることができます。大田区ホームページでは、本計画の内容を音声で聞くことができます。併せて、音声を録音した、CD版（DAISY録音図書*）の貸し出しも行っています。



はじめに

大田区では、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成23（2011）年3月に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を策定しました。同基本方針の第3章及び第4章では、具体的な方向性を表す「アクションプラン」を掲げ、定期的に改定することとしています。

平成31（2019）年3月の「アクションプランVer.2」策定以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、人と地域のつながりの希薄化や交流機会の減少等、様々な問題が表面化しました。その一方でICTの活用がより一層推進され、オンラインによるサービスの提供や手続きの簡素化が進みました。さらに、オンライン会議等、新たな活動方法が広まったことで、外出しづらい方も含め多様な方々に、交流活動や講座等への参加の機会が広がりました。この計画期間においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本大会を契機とする広報の多言語化やわかりやすい日本語等、普及啓発が進みました。SDGsの推進や法整備を含め、社会全体で多様性への理解が求められる動きが広がっています。

国が平成29（2017）年2月に策定したユニバーサルデザイン2020行動計画では、「障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指す」ことが示されました。また、令和6年3月策定の大田区基本構想では、大田区に関わるすべての人々に共通する考え方である基本理念の一つとして、「多様な個性が輝く」を掲げ、「一人ひとりがお互いの個性を尊重し、支えあうことで、それぞれの力が発揮され、新たな価値観の発見や可能性の創造につながります。ありのままの自分で生きることができ、多様な個性がそれぞれの持ち味を活かすことにより、誰もが自分らしく活躍できるまちをつくれます。」と示しています。

今回、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプランVer.3」（令和6～10年度）を策定しました。前述の考え方に基づき、すべての人々が、障がいの社会モデルの考え方を踏まえつつ、心のバリアフリーや合理的配慮についての理解を深め、より一層ユニバーサルデザインのまちづくりが推進されるよう取り組んでまいります。また、本計画に掲げる取組みは、区だけではなく、区民、事業者、地域の団体等が連携・協働して実践することが不可欠です。将来のまちの姿「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にごせるまち おおた」の実現に向けて、ご協力をお願いいたします。

令和6年3月

目次

I アクションプラン*の改定について

- 1 アクションプラン等の計画期間……1
- 2 ユニバーサルデザインの定義……1
- 3 将来のまちの姿のイメージ図……2

II ユニバーサルデザインのまちづくりの基本的方向

- 1 ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためのキーワード……4
- 2 ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方……6
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの内容……8
 - (1) 将来のまちの姿……8
 - (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方……8
 - (3) アクションプラン……8
 - (4) 基本方針の体系図……9

III ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

- 1 まちづくりの考え方1「やさしさ・やくそく」……12
 - (1) めざす姿……12
 - (2) まちづくりの考え方1「やさしさ・やくそく」の指標とアクションプラン……14
- 2 まちづくりの考え方2「まち・くらし」……20
 - (1) めざす姿……20
 - (2) まちづくりの考え方2「まち・くらし」の指標とアクションプラン……22
- 3 まちづくりの考え方3「しくみ」……26
 - (1) めざす姿……26
 - (2) まちづくりの考え方3「しくみ」の指標とアクションプラン……28

● 用語について

本文中に「*」で表示している用語については、当該ページの下部にて解説しています。

● 「障害」の表記について

法令等に基づくもの、固有名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

● 「ユニバーサルデザイン」の表記について

固有名詞として使用する場合、ユニバーサルデザインを「UD（ユーディー）」と表記している場合があります。

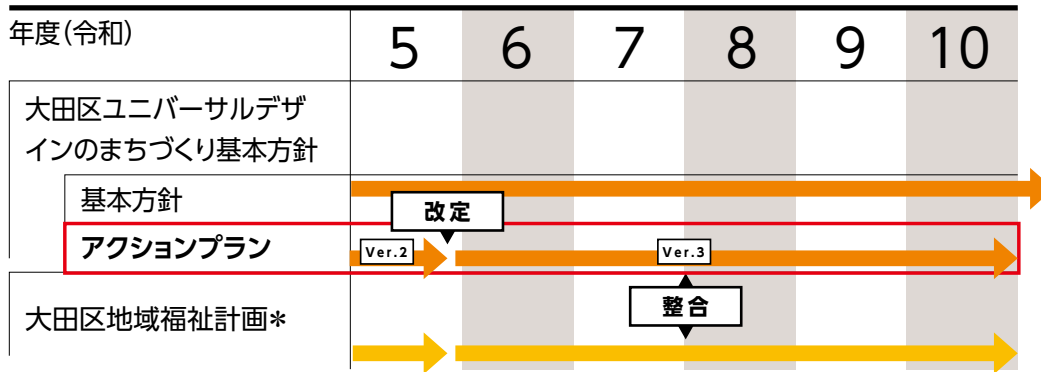
* DAISY録音図書(表紙)：DAISY (Digital Accessible Information SYstem「アクセシブルな情報システム」の頭文字)の技術を用いられて作られた、デジタル録音図書(電子図書)。専用プレイヤーやソフト、アプリケーションを利用して再生することができる。

* アクションプラン：ある目的を達成するために、何をしていけばいいかを示した指針(行動計画)

I アクションプランの改定について

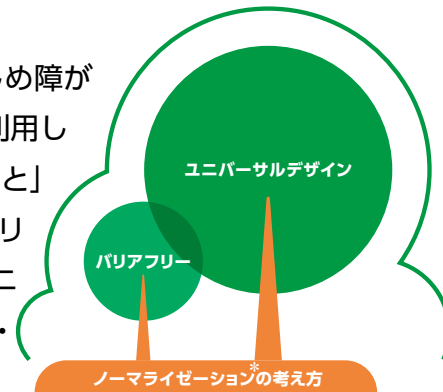
1 アクションプラン等の計画期間

平成23年3月に策定した大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（以下、「基本方針」という。）で示す具体的な方向性を表したアクションプランVer.3の計画期間は、大田区地域福祉計画との整合を図り、令和6（2024）年度からの5か年とします。なお、基本方針は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく過程で見直しの必要が生じた場合は適切な時期に改定することとします。



2 ユニバーサルデザインの定義

大田区においてユニバーサルデザインとは、「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」としています。バリアフリーは、ものや施設についてバリア（障壁）となるものを取り除くという考え方ですが、ユニバーサルデザインは誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方です。



このように、施設・サービスや情報等が、利用者を限定せずに、柔軟かつ簡単に利用できるまちをつくるのが、ユニバーサルデザインのまちづくりです。

.....

参考

国土交通省によるユニバーサルデザインの定義 (出典 国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」の基本的考え方)
「身体的状況、年齢、国籍等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念」

東京都によるユニバーサルデザインの定義 (出典 東京都福祉保健局「東京都福祉のまちづくり推進計画」)
「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること」

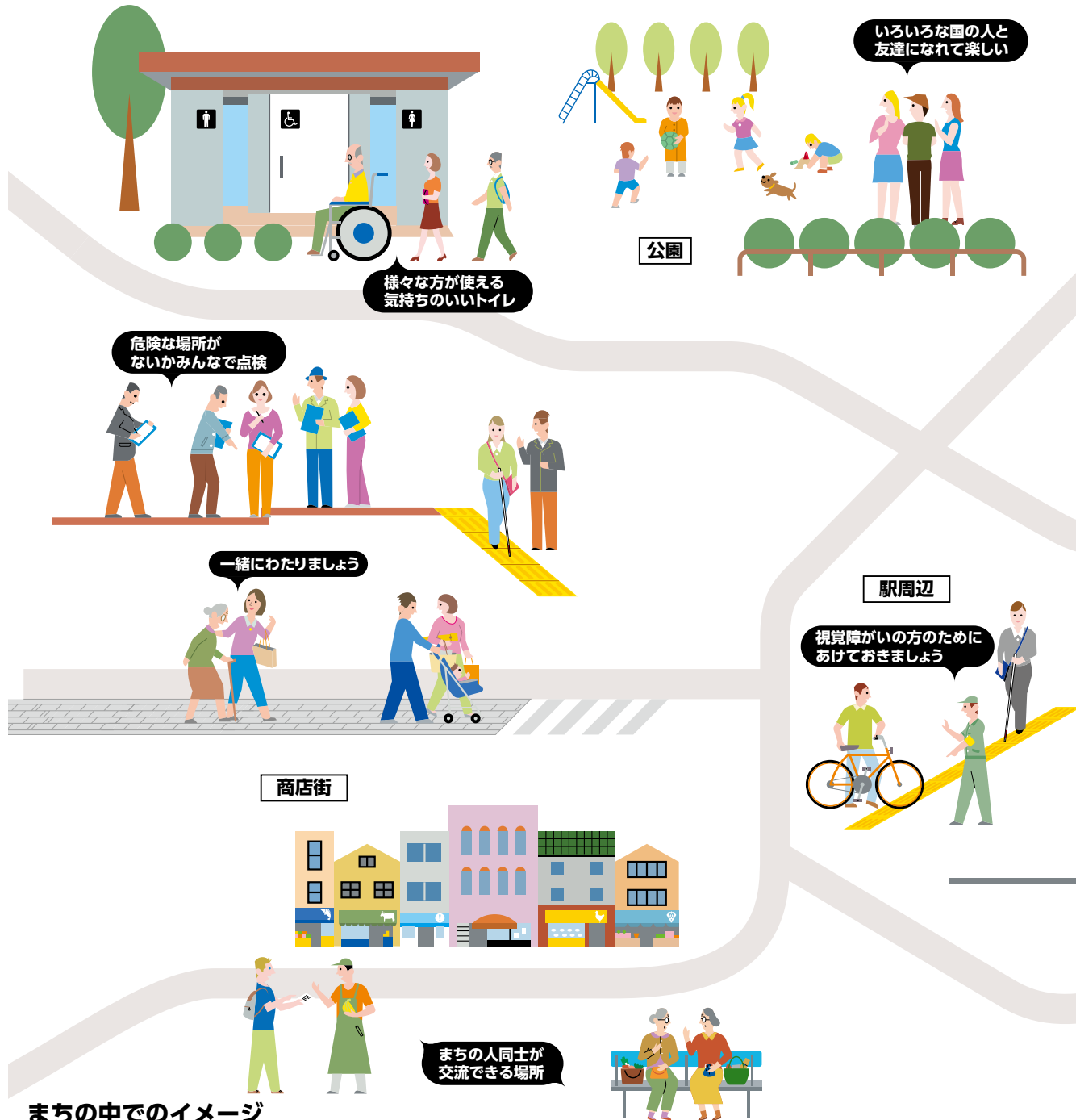
*大田区地域福祉計画：社会福祉法第107条に基づき策定している、大田区の市町村地域福祉計画。区の高齢者、障がい者、児童などの福祉分野の個別計画(大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針を含む)を概括する上位計画として位置づけられている。

*ノーマライゼーション(図)：1960年代に始まった、社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者や高齢者等が特別視されることなく、社会の中で他の人々と同じように生活・行動し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方で、それに向けた活動や施策も含む。

*ユニバーサルデザイン政策大綱：「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための、平成17年7月に政府が定めた基本理念と施策。

3 将来のまちの姿のイメージ図

ここに示す絵は、区民や地域団体、事業者等が区と協働して、大田区ユニバーサルデザインのまちづくりに取組み、「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にすごせるまちおおた」(P.8) に近づいたときのイメージを描いたものです。



まちの中でのイメージ

公園は、管理が行き届き、こどもたちが安心して遊び、子育て中の人も、楽しくおしゃべりをしています。また、公園のトイレは様々な人が使いやすく、道路は危険な場所がないかみんなで点検・評価し、常に誰もが安全に通行することができるよう整えられています。まちの中では、互いを思いやる心が育まれており、困っている人に自然に声をかけ合うことが当たり前になっています。商店街では、誰もが親しくことばを交わし、サインも見やすく整っています。また、誰もが楽しく安心して快適に買い物ができ、買い物の合間に一休みすることができる環境が整っています。駅周辺等では、目的地まで支障なく移動ができる歩行者優先の経路や空間等が整備されているので、安心して歩くことができます。



日々の暮らしの中でのイメージ

多くの人に発信・提供されるお知らせや情報等は、誰にでもわかりやすく、興味を持てるようつくられています。また、誰もがユニバーサルデザインについて学べる様々な機会が用意され、他人を思いやる心が育まれています。さらに、区民も事業者も区も一緒になってよりよいまちづくりについて熱心に話し合っています。公共的施設では、誰にとってもわかりやすく、親切に対応する窓口が用意されています。

Ⅱ ユニバーサルデザインのまちづくりの基本的方向

ここでは、ユニバーサルデザインのまちづくりの基本的方向の全体像とそれらを考える上でのキーワードについて述べます。また、区においてユニバーサルデザインのまちづくりを推進するプロセスを示します。

1 ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためのキーワード

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためのキーワードとして、「やさしさ」「やくそく」「まち・くらし」「しくみ」をあげ、これらを基本として、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) やさしさ(人の気持ち)

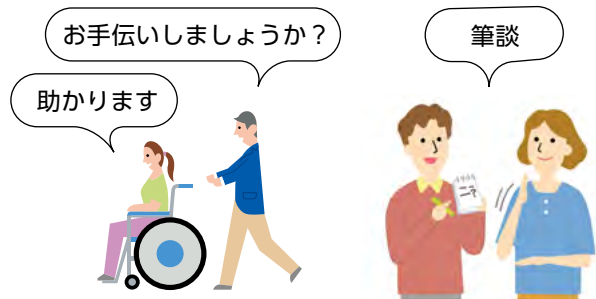
「やさしさ」は、みんなが持っている気づきの心や思いやり等を示しています。まちづくりを進める上で、一人ひとりが持っている「やさしさ」をまちの中で広げていくことが大切です。

具体的なユニバーサルデザインの「やさしさ」のイメージは

- 困っている人がいた時、気軽に声をかけあい、手を差し伸べる思いやり
- 相手の立場や個々の個性を理解した上での配慮

等です。

このように「やさしさ」は、みんながユニバーサルデザインの考え方で行動するための基本となる「人の気持ち」を示します。



(2) やくそく(人の行動のルール)

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、まちの施設や設備をいくら整備したとしても、使う人がまちの施設や設備の使い方やルールの意味を正しく理解しなければ機能しません。この使い方やルールを「やくそく」と表現しました。

また、この「やくそく」には差別しないことの徹底や合理的配慮*の実施、「障がいの社会モデル」*の考え方を踏まえた心のバリアフリー*を含みます。

*合理的配慮…障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

*障がいの社会モデル…「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

*心のバリアフリー…様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

具体的なユニバーサルデザインにおける「やくそく」のイメージは

- まちの施設や設備の使い方のルールをみんなで守ること
- 互いの立場や個性を理解し、守るべきマナー、モラルのこと

等です。

このように「やくそく」は、まちの中での「人の行動のルール」を示します。



(3) まち・暮らし(まちの環境)

「まち・暮らし」は、人を取り巻く環境を表しています。例えば、道路や施設、情報・サイン等の「まちの環境」のことで、人々の生活の基盤を表しています。ユニバーサルデザインの考え方を、「まち」や「暮らし」の中の様々な場面を取り入れることが必要です。

具体的なユニバーサルデザインの「まち・暮らし」のイメージは

- 安全で安心な生活ができること
- 維持・管理が行き届いていること
- 標識やサイン等が誰でもわかりやすいこと
- 移動しやすいこと
- 人が優先のしくみや手段がそろっていること
- 多様な移動手段が選択できること



等です。

このように「まち・暮らし」は、人々の生活の基盤となる「まちの環境」を示します。

(4) しくみ(行動の仕方、協働の進め方)

「しくみ」は「まち・暮らし」の中で、「やくそく」を認識し「やさしさ」を広げ、具体的に行動するための方法や協働で取り組むための組織や制度を示します。

具体的なユニバーサルデザインの「しくみ」のイメージは

- ユニバーサルデザインのまちづくりに参加・参画するしくみ
- ユニバーサルデザインのまちづくりを評価するしくみ
- ユニバーサルデザインのまちづくりを継続するしくみ
- 以上の参加・参画すること、評価すること、継続することを楽しむしくみ
- 関係者が協働・連携するための体制や支援組織、制度等のしくみ

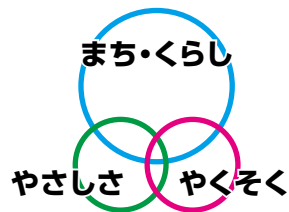
等です。

このように「しくみ」は、関係者みんなが理想的なまちの姿をめざしていくための「行動の仕方、協働の進め方」を示します。

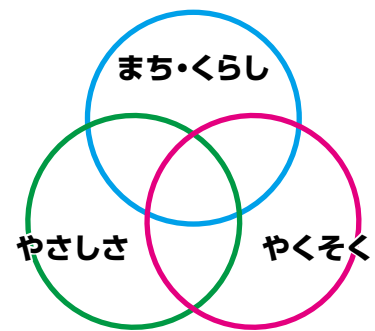
2 ユニバーサルデザインのまちづくりの進め方

区で進めるユニバーサルデザインのまちづくりのプロセスを、「やさしさ」「やくそく」「まち・くらし」「しくみ」の関係とまちづくりを推進する時間の流れの中で見ていきます。

当初



導入初期(現状)



学習や体験を重ねる
行動に移す

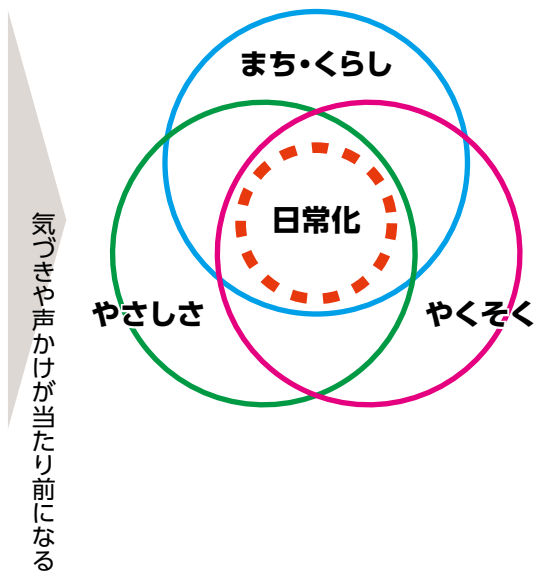
当初は、ユニバーサルデザインの考えが十分に浸透していない時期です。

この時期は、個々の人々が「やさしさ」を持ち、「やくそく」を理解してもその広がりは限定的です。また、「まち」の中や普段の「くらし」の中では、いまだ道路に段差があったり、標識の表示が不統一であったり、さらに、スロープ等が設置されている理由への認識が不十分な状況です。このため、学習を重ね行動に移すことが必要な時期です。

導入初期は、ユニバーサルデザインの考え方が広がり始め、それに沿って人々が行動することができるようになった時期です。

この時期は、各人が持っている「やさしさ」が広がり、人と人との支えあいや思いやりにつながります。「まち」や「くらし」のなかでは、道路や施設が使いやすく整備され始めます。こうしたことで、ルールやマナー等の「やくそく」がしっかりと認識され、行動に移せるようになります。

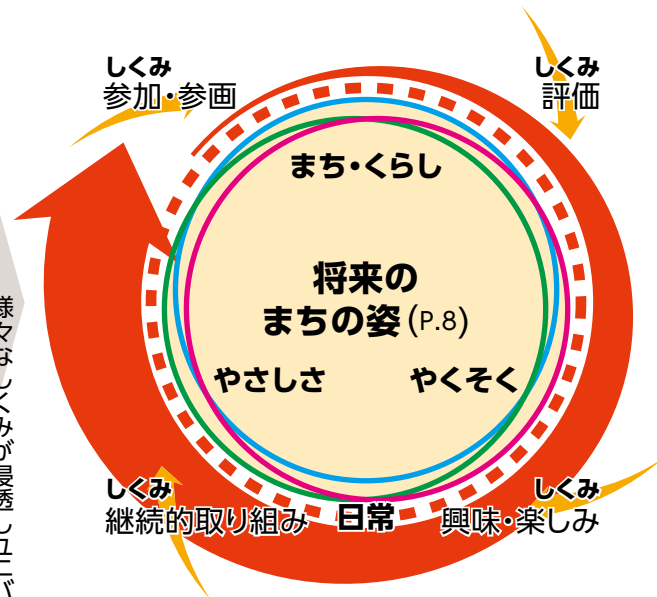
日常化



「やさしさ」「やくそく」「まち・くらし」それぞれが広がりながら重なり合うことで、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、ユニバーサルデザインのまちが日常化していきます。

このように、ユニバーサルデザインのまちが、誰にとっても当たり前になります。

大田区が取り組む ユニバーサルデザインのサイクル



区がめざす将来のまちの姿は、「やさしさ」と「やくそく」が「まち・くらし」と重なり合っ、一体になり実現します。

この状況の継続は、誰もが楽しんでまちづくりに参加・参画し、継続して取り組み、正しく検証・評価することにより可能となります。また、ユニバーサルデザインのまちづくりを支える体制や制度等「しくみ」が整備され、改善の取り組みのサイクルが円滑に行われるようになります。

3 ユニバーサルデザインのまちづくりの内容

(1) 将来のまちの姿

基本方針において、めざすべき将来のまちの姿を以下のように表しています。

やさしさが広がり、 だれもが安心して快適にすごせるまち おおた

これは、区民一人ひとりが「やさしさ」を持ち、「やくそく」をしっかり理解し、まち全体にもやさしい気持ちを広げていくことを示しています。

そうした「やさしさ」の広がりが、徐々に「まち・暮らし」を変え、誰もが安心して快適にすごせるまちをつくり出していきます。

さらに、この将来のまちの姿を日常化するために、まちに関わるすべての人が、「やさしさ」「やくそく」を原動力とした協働の「しくみ」を確立し、まちづくりに取り組むことをめざします。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

「将来のまちの姿」の実現に向け、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためのキーワード(P.4～P.5)をもとに、次の3つのまちづくりの考え方を決めました。

- 「やさしさ・やくそく」(人の気持ちや行動のルール)に関する考え方
互いを思いやり、理解する心や人権・尊厳への意識を育む場や機会をつくります
- 「まち・暮らし」(まちの環境)に関する考え方
だれもが安心して簡単に移動・利用できる快適なまちをつくります
- これらを推進していくための「しくみ」(行動の仕方、協働の進め方)に関する考え方
みんなの声を活かし継続的にまちを見守り育てるしくみをつくります

(3) アクションプラン

これら3つのまちづくりの考え方に基づいて、課題を解決し、まちづくりを具体的に推進していくためのアクションプランを決めました。

アクションプランは、区民、事業者、地域の団体等、区の、立場の異なる各主体が相互に連携し、知恵を出し合い、地域力を活かしながら協働することにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための指針(行動計画)でもあり、このアクションプランを実践していくことで、課題の解決に取り組んでいきます。

今回の改定では、ユニバーサルデザインのまちづくりが5年後にどれだけ進んでいるかを測るモノサシとして指標(目標値)を設け、毎年度、達成状況を会議等で報告します。区民、事業者、地域の団体等と区が、振り返って評価・検証し、改善すべき点は見直すとともに、目標値を達成した指標についてはさらなる向上を目指すものとしします。

(4) 基本方針の体系図

次頁では、「将来のまちの姿」「まちづくりの考え方」「アクションプラン」の関係を体系図として表しています。

なお、本計画よりそれぞれの「まちづくりの考え方」に基づく取組み事業例と関連のあるSDGs*を掲載しています。

SDGsの取組みとの関係

大田区では、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、令和4年3月に「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」を策定、同年4月に「大田区SDGs推進会議」を設置、令和5年5月には「SDGs未来都市」に選定される等、様々な取組みを進めています。

本計画について、掲載している取組み事業例と関連のあるSDGsを明示し、本計画を着実に推進することで、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしていきます。

取組み事業例と関連のあるSDGs

 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに
 5 ジェンダー平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう
 11 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を
 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさを守ろう	 16 平和と公正をすべての人に
 17 パートナースHIPで目標を達成しよう		



また、大田区はSDGs未来都市選定を契機に、区民・企業・関係団体等、多様な主体のSDGsに関する行動変容を一層促し、具体的な取組につなげていくことが重要と考え、大田区オリジナルのSDGsロゴマークを作成しました。

* SDGs (Sustainable Development Goals) …平成27年(2015年)9月開催の国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年までに達成すべき国際目標であり、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールと169のターゲットで構成されている。

基本方針の体系図

将来のまちの姿

やさしさが広がり、
だれもが安心して
快適にすごせるまち
おおた

まちづくりの考え方

1. やさしさ・やくそく

互いを思いやり、理解する心や人権・尊厳への意識を育む場や機会をつくります



2. まち・くらし

だれもが安心して簡単に
移動・利用できる快適なまちをつくります



3. しゅくみ

みんなの声を活かし継続的に
まちを見守り育てるしゅくみをつくります



アクションプラン項目・施策

- 1-1 ふれあいでわかり合える区民の交流促進** (P.15)
 - (1) ユニバーサルデザインのイベント開催及び活動支援
 - (2) 社会参加活動や自立支援の体制づくり
 - 1-2 楽しく学べるユニバーサルデザインの教育推進** (P.16)
 - (1) ユニバーサルデザインを理解する機会づくり(講座等)
 - (2) 誰もが参加しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学ぶ場づくり
 - (3) 多様なユニバーサルデザイン教育、研修等機会づくり
 - 1-3 区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発** (P.17)
 - (1) UDパートナー等区民と協働のユニバーサルデザインのまちづくり点検の実施
 - (2) 施設のユニバーサルデザインの促進
 - (3) 誰もが住みやすい住宅のユニバーサルデザインの促進
 - (4) 公共的空間におけるルールやマナーの普及・啓発活動の推進
 - (5) ユニバーサルデザインに関する地域活動の発信
 - (6) 避難行動要支援者対策の推進
 - 1-4 情報の発信・提供** (P.18)
 - (1) 様々な工夫を凝らしたわかりやすい情報の提供
 - (2) 様々な伝達手段(ICT、通訳、手話等)を活用した情報の提供
 - (3) 日常生活に役立つ情報の提供
 - (4) やさしい日本語を活用した情報の提供
 - 1-5 人権や尊厳を尊重し多様性を認め合う関係づくり** (P.19)
 - (1) 多様性を認め合う共生社会の実現に向けた理解・啓発
 - (2) 障がいを理由とする差別の解消
 - (3) 講座等の実施による福祉・人権理解の普及・教育の実施
-
- 2-1 安全で楽しいみち・場所・空間づくり** (P.23)
 - (1) ユニバーサルデザインの視点による道路の整備や維持補修
 - (2) 公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進
 - (3) 誰もが利用しやすい安全で快適な商店街づくり
 - (4) 多くの人が集まる拠点(場所・施設)のユニバーサルデザインの推進
 - 2-2 ユニバーサルデザインの公共的施設づくり** (P.24)
 - (1) 公共的施設におけるユニバーサルデザインの積極的導入
 - (2) ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進
 - 2-3 円滑に移動できる施設・設備としくみづくり** (P.25)
 - (1) 誰もが利用しやすい移動施設・設備の整備・充実
 - (2) 自転車と歩行者が共存するための環境整備
 - 2-4 まちなかをわかりやすくする案内・サインの充実** (P.25)
 - (1) 誰にもわかるまちなか情報の提供
-
- 3-1 地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり** (P.28)
 - (1) ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する協働の体制づくり
 - (2) ユニバーサルデザインのスパイラルアップのしくみづくり
 - 3-2 区民参加による地域力を活かす組織づくりと人材育成** (P.29)
 - (1) ユニバーサルデザインのまちづくり推進の担い手の育成
 - (2) UDパートナー等によるユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進
 - 3-3 行政サービスのユニバーサルデザイン** (P.30)
 - (1) ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスの改善
 - (2) 区職員へのユニバーサルデザインに関する研修、体験の実施
-

Ⅲ ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方

ここでは、将来のまちの姿を実現する3つのまちづくりの考え方、指標及びアクションプランについて述べます。

1 まちづくりの考え方1 「やさしさ・やくそく」

(1) めざす姿

互いを思いやり、理解する心や人権・尊厳への意識を育む場や機会をつくります

ユニバーサルデザインのまちづくりは、区民一人ひとりが、互いの違いや個性等に気づき、理解し合うことから始まります。そこから、互いを思いやる気持ちが育まれ、一人ひとりの行動へとつながっていきます。これらが一体となって推進されるよう、学ぶ機会や互いを知るための区民交流、わかりやすい情報伝達等多様な面から、参加・参画の場や機会を整えていくことをめざします。

●ユニバーサルデザインによるまちのイメージ

みんなが思いやりの気持ちを持ってつながり合い、理解し合っている

困っている人がいた時、
気軽に声をかけあう雰囲気がある

各団体、機関が連携して
地域を見守るしくみがある



誰もが人の立場になって、
考えることができる
思いやりを持っている

ユニバーサルデザインや多様性の理解
に関するセミナーがひんぱんに開催さ
れている



誰もがユニバーサルデザインの意味を理解している

学校や生涯学習等で、
ユニバーサルデザインを
継続的に学ぶ機会がある



誰もが高齢者や障がい者、
外国人等のことを知ろうと
する気持ちを持っている

小中学校での疑似体験を
通じ、高齢者や障がい者の
気持ちがわかる

地域や仲間同士で、
ユニバーサルデザインの
ことを話し合っている

みんなが立場を越えて協力し、ユニバーサルデザインが広まる

地域や職場で
ユニバーサルデザインに
ついて知る機会がある

まちづくりに参加する機会が多く、
互いに学習してユニバーサルデザインの
意識を高めている

ユニバーサルデザインに
ついて、区民からアイデアを
募っている



誰もが必要な情報、サービスを受けられる

手話通訳者



高齢者・障がい者や外国人にも
わかりやすいサインになっている



誰もが必要な情報を得られるよう情報保障が
されている



(2) まちづくりの考え方1「やさしさ・やくそく」の指標とアクションプラン

■指標

まちづくりの考え方1の指標を以下のとおり設け、相互に理解し合うために必要な交流の場や参加・参画するための関係機関との連携、情報提供の手段を整えます。

	項目	現状 令和4(2022)年度	目標 令和10(2028)年度
(1)	おおたユニバーサルデザイン駅伝大会の開催	実施	継続
	大会当日に初めて会う障がいのある方をはじめ、さまざまな選手5人とサポーター5人がチームとなり、協力し合ってタスキをつなぐ大会の開催		
(2)	障がい者就労定着支援登録者数	947人	1,062人
	区内就労支援機関・施設の就労定着登録数の実績(法内・法外を合わせたもの)		
(3)	日本語ボランティア養成講座の修了者数	38人 (累積129人 ^{*1})	令和元年度～令和10年度の 累積 250人
	外国の方(成人程度以上)への日本語学習をサポートするための知識や態度(背景理解や学習者との関わり方など)を学ぶための講座		
(4)	「ユニバーサルデザイン」の定義を理解している人の割合	59.6%	70.0%
	「区の施策検証等に向けた区民意識調査」において、ユニバーサルデザインについて、「定義までよく理解している」、「定義はなんとなく理解している」という回答の割合		
(5)	認知症サポーター養成講座受講者数	1,344人 (累積6,510人 ^{*1}) [延34,613人 ^{*2}]	令和6年度～令和10年度の 累積 7,500人 [延43,500人]
	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする認知症サポーターの人数		
(6)	小中学校での「総合的な学習の時間」等への身体・知的・精神障がい理解学習支援の実施回数	30回 内訳 小学校27校 (身体17校、知的10校) 中学校3校 (身体3校、知的0校)	57回 小学校40校 (身体20校、知的20校) 中学校17校 (身体10校、知的5校、 精神2校)
	区内障がい関係者団体が区立小中学校を対象に実施する講話及び障がい疑似体験を通じた障がい理解学習の実施回数		
(7)	協力不動産店登録数	75件	150件 ^{*3}
	取壊し、立退きの要求その他の理由で住まいを探しているが、住宅探しに苦慮している住宅確保要配慮者等の相談に応じる不動産店の登録数		
(8)	要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会参加者数	110人 (90団体+20名)	令和6年度～令和10年度の 累積 1,000人
	要配慮者(高齢者・障がい者)及び、そのご家族等関係者を対象とした進行型災害(台風等)時の個人の避難行動をまとめた計画を作成支援する講習会の参加人数		
(9)	タブレット通訳(外国語)の利用件数	1,264件	1,500件
	日本語での対応が難しい外国人区民への各種支援や照会等に対応することを目的として、多言語通訳タブレットサービス及びAI(自動)通訳サービスを提供した件数		
(10)	手話通訳・要約筆記の派遣件数	手話延2,388件 要約筆記94件	手話延2,500件 要約筆記100件
	聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助した件数		

*1 令和元年度からの累積

*2 平成19(2007)年度からの累積。

*3 大田区住宅マスタープラン(令和5年3月策定)において、令和14年度達成目標として、策定。

■アクションプラン

1-1 ふれあいでわかり合える区民の交流促進

互いの立場の違いを越えて、ユニバーサルデザインの考え方が根づき、広く定着するよう、区民同士の活発な交流を図ります。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインのイベント開催及び活動支援	ユニバーサルデザインの普及促進を図るため、誰もが参加できる世代間の交流や企業の取組みのPR等、ユニバーサルデザインの考え方を盛り込んだイベントの開催や活動の支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会等のイベント開催の支援 ◎おおたユニバーサル駅伝 ・ポッチャ推進事業
(2)	社会参加活動や自立支援の体制づくり	区民がユニバーサルデザインのまちづくり活動等に参加する機会や障がい者、高齢者等の自立を支援するような体制をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の運営 ・高齢者就労支援事業 ◎障害者就労支援事業（相談事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業、ネットワーク構築事業） ・大田区シルバー人材センターへの支援 ◎高齢者等の住宅確保支援事業 ◎外国籍の方への日本語習得支援

事業紹介

自立支援協議会の運営

障がい当事者をはじめ、様々な分野の委員で構成され、地域の障がい福祉の課題を検討しています。まち歩き等のフィールドワークを通じ、地域のUDの検証等も行っています。障がいのある方が災害時や緊急時など困ったときに、手助けを求めるヘルプカードは当協議会から誕生しました。



ヘルプマーク(左)とヘルプカード(右)

1-2 楽しく学べるユニバーサルデザインの教育推進

こどもから大人までまちの中で困っている人に自然に声をかけられる豊かな心を育むとともに、「思いやり」や「気づき」の心を持ち、安心・安全な社会づくりに参加・参画し貢献できる人材を育成します。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインを理解する機会づくり(講座等)	ユニバーサルデザインへの理解を深めるような講座や体験会を通じて、ユニバーサルデザインに触れる機会をつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座 ・要約筆記*啓発講座 ◎地域における認知症サポーター養成講座 ・高次脳機能障がい*者支援促進事業 ・地域におけるUD実践講座
(2)	誰もが参加しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた学び場づくり	講座の開催や学習支援について、ユニバーサルデザインの視点で取組みます。また、手話通訳等、誰もが学習の場に参加できるような配慮を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳、文字通訳、要約筆記者の配置 ・一時保育付き講座の実施 ・オンライン講座の実施
(3)	多様なユニバーサルデザイン教育、研修等機会づくり	学校教育等の中でユニバーサルデザインを学び、体験できるようなしくみをつくります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎小中学校での福祉教育の推進 ◎小中学校における認知症サポーター養成講座の実施 ・小学校における障害者差別解消法の周知啓発 ・国際教育の推進

事業紹介

総合的な学習の時間における障がい理解学習

区立小中学校を対象に、区内の障がい関係団体が主体となり、講話や体験を通じて障がい理解が深まるよう学習支援をしています。



身体障がい理解学習



知的障がい理解学習

*要約筆記：聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字化すること。

*高次脳機能障がい：病気やけがなどによる脳の損傷によって、言語・思考・記憶・行為・学習・感情などに後天的に障がいが生じた状態。

1-3 区民・事業者・地域の団体等・区が協働で取り組む普及・啓発

ユニバーサルデザインの普及と促進のために、それぞれの立場を越えて協働で啓発活動等に取り組めます。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	UDパートナー*等区民と協働のユニバーサルデザインのまちづくり点検の実施	区民参加により、区民の理解を深め、ユニバーサルデザインのまちづくりをともに進めていくため、UDパートナーを中心に区民と区が協働でまちづくり点検等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・UD合同点検*（道路、公園、公共施設等） ・UDパートナー会議（報告会）
(2)	施設のユニバーサルデザインの促進	まちの中の施設や建築物のユニバーサルデザインを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出及び指導
(3)	誰もが住みやすい住宅のユニバーサルデザインの促進	住宅のユニバーサルデザインを促進するために、区民、事業者等への啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業 ・高齢者自立支援住宅改修事業 ◎居住支援協議会の運営
(4)	公共的空間におけるルールやマナーの普及・啓発活動の推進	誰もが安心して移動できるよう路上駐輪や商品のはみ出しの防止等、公共空間を正しく利用するための普及・啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙マナー向上を図るポスター・ステッカーの貼付及び配布等 ・看板や商品等の道路上へのはみ出し解消指導 ・駅前放置自転車クリーンキャンペーン
(5)	ユニバーサルデザインに関する地域活動の発信	地域の関係団体や事業者のユニバーサルデザインのまちづくりに関する活動を社会にアピールします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプカード*の普及 ・エスカレーター「止まって乗れば速くて安心」キャンペーンの支援
(6)	避難行動要支援者対策の推進	避難の際に特に支援が必要な方（避難行動要支援者）への対策を考える講習会等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者対策連絡会議の開催 ・学校避難所における要配慮者スペース・福祉避難所の整備 ◎要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会

*UDパートナー：ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民により構成する。区の施設、公園、道路、サービス等の整備及び改善のために、区民の視点で組織的かつ継続的に点検する。

*UD合同点検：UDパートナーによる区の施設、公園、道路、サービス等の整備及び改善のための点検。

*ヘルプカード：障がいのある人が、災害時や緊急時などに支援が必要であることを知らせるために身につけるカード。

事業紹介

避難行動要支援者対策

避難行動要支援者対策連絡会議において、区の関係各部や区民、地域団体、事業者が情報共有し、連携しながら、対策を進めています。また、水害対策として、台風等の進行型災害に備えた個人の避難計画であるマイ・タイムラインの作成講習会を避難行動要支援者や事業者向けに実施するなど、自助・共助の考え方の普及啓発に努めています。



避難行動要支援者対策連絡会議

1-4 情報の発信・提供

区や事業者等が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報の提供を行います。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	様々な工夫を凝らしたわかりやすい情報の提供	ホームページのスマートフォン対応やSNSの活用、言語や色彩に配慮したデザイン等、誰にでもわかりやすい情報を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの多言語化（大田区HP、(一財)国際都市おおた協会HP等） ・動画を活用した情報発信 ・読上げ音声ガイドの導入 ・カラーユニバーサルデザイン(CUD)*に配慮した印刷物の作成 ・音声コード付きリーフレット等の作成
(2)	様々な伝達手段（ICT、通訳、手話等）を活用した情報の提供	誰にでも情報が理解できるよう、ICT機器や通訳、手話等の多様な伝達手段を活用して情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・区施設への通訳派遣 ◎タブレット通訳（外国語）の導入 ◎手話通訳・要約筆記の派遣 ・遠隔手話通訳サービスの実施 ・筆談ボード、コミュニケーションボード*の設置 ・各種手続きの電子化
(3)	日常生活に役立つ情報の提供	誰もが安心して日常生活が送れるよう、役に立つ情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリーマップ（おでかけマップ）の掲載 ・外国人向け多言語情報誌の発行 ・くらしのガイド外国語版の発行 ・大田区ごみ分別アプリ ・資源とごみの分け方・出し方（外国語版パンフレット） ・大田区ハザードマップの作成（英語・中国語併記版、やさしい日本語版含む） ・「障がい者福祉のあらまし」の作成
(4)	やさしい日本語*を活用した情報の提供	主に外国人区民や知的障がいのある方への情報提供をするための言語として、また、災害時など素早く適切に情報を提供する言語として、やさしい日本語を活用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報提供としての「やさしい日本語」の活用 ・外国人向け多言語情報誌の発行【再掲】 ・大田区ハザードマップの作成（英語・中国語併記版、やさしい日本語版含む）【再掲】

*カラーユニバーサルデザイン：多様な色覚に配慮して、情報がなるべく全ての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

*コミュニケーションボード：障がいのある人や外国人など、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、わかりやすいイラストを指で指しながら意思を伝えることができるツール。

*やさしい日本語：普段の日本語より簡単で、外国人などにもわかりやすいよう配慮した日本語のこと。

1-5 人権や尊厳を尊重し多様性を認め合う関係づくり

互いの人権や尊厳を尊重し、それぞれの立場を認め合う関係づくりのための啓発活動等を実施します。

取組み内容

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	多様性を認め合う共生社会の実現に向けた理解・啓発	年齢、性別、障がいの有無等、様々な人々が抱える人権課題への理解を深めるための普及啓発活動を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーの普及・啓発 人権啓発パネル展等の実施
(2)	障がいを理由とする差別の解消	障がいを理由とする差別の解消に向けて、事業者等へ「不当な差別の取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について普及・啓発を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 大田区障がい者差別解消支援地域協議会の開催 障害者差別解消法の周知・啓発パンフレットの作成・配布 障害者差別解消法に関する研修の実施 障がい者理解啓発講座等の実施
(3)	講座等の実施による福祉・人権理解の普及・教育の実施	区民や事業者向けの講座・研修を通じて、あらゆる立場の人々の事情を正しく理解するための環境を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉・人権教育の推進 人権研修への講師派遣等の実施

事業紹介

地域におけるユニバーサルデザイン実践講座

区内の障がい関係団体とともに、障がいの社会モデルの考え方を踏まえた障がいの理解やユニバーサルデザインの考え方を普及啓発するための講座を区民向けに実施しています。



地域におけるUD実践講座

2 まちづくりの考え方2 「まち・暮らし」

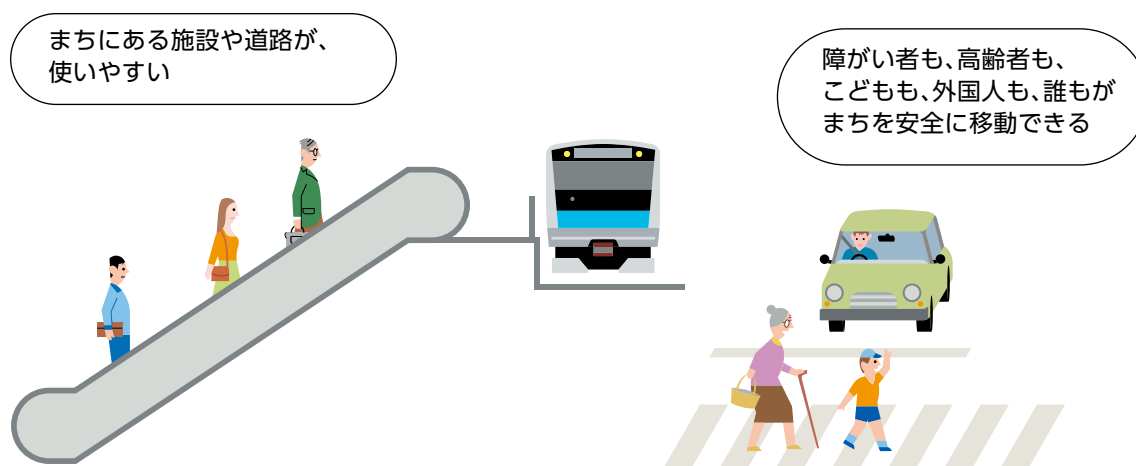
(1) めざす姿

だれもが安心して簡単に移動・利用できる 快適なまちをつくります

誰もができるだけハードルを感じることなく、安心して簡単・安全にまちを移動・利用できる環境を整えます。公共的施設や、移動経路、屋外・屋内環境、案内看板・サイン等のまちの環境面の整備からユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

●ユニバーサルデザインによるまちのイメージ

誰にとっても安心・安全な使いやすい公共的空間が整備されている

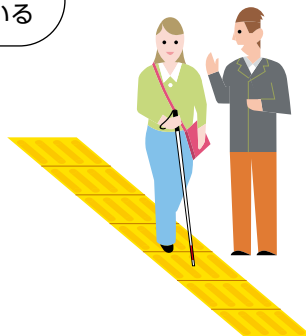


人優先で気持ちよく利用できるまち環境が保たれている



誰もが安心して移動・利用できるしくみが用意されている

公共的施設はもちろん、周辺のお店も、ユニバーサルデザインに配慮している



駅を越えた往来がしやすい等、歩行者や車いす利用者にも便利なまちになっている

点字ブロック、信号等、まちの中に備わっているものの意味を、誰もが理解している

誰もが使いやすい自転車の利用環境が整備されている

自転車利用のマナーが守られている

人優先の安全な移動経路が備わっている



様々な人が訪れたいくなる生活環境が作られている

まちを訪れる人が、安心して利用できる商店街がある



誰にとってもわかりやすいまちの情報・サインが整っている

地域情報やイベント情報が、わかりやすく発信されている

まちの中の看板、サインは、誰もが見やすく整理されている



(2) まちづくりの考え方2「まち・暮らし」の指標とアクションプラン

■指標

まちづくりの考え方2の指標を以下のとおり設け、まちの環境面の整備による、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

	項目	現状 令和4(2022)年度	目標 令和10(2028)年度
(1)	公園のバリアフリー整備数	4か所 (平和島公園、田園調布せせらぎ公園、本羽田第三公園、京浜蒲田公園)	令和6(2024)年度～ 令和10(2028)年度 の累積 10か所
	1ヘクタール(10,000㎡)を超えるような大規模公園や、概ね1,000㎡以上の中規模公園のバリアフリー整備数		
(2)	放置自転車台数	269台	500台* ¹
	毎年10月の晴天の平日の概ね午前11時頃調査を実施し、放置禁止区域・放置禁止区域に準じた区域において把握した放置自転車台数。		
(3)	自転車走行環境整備の距離 (自転車レーン、自転車専用通行帯等) [実績累計]	31.2km [累計156.8km* ²]	[累計約170km* ²]
	大田区自転車ネットワーク整備実施計画による整備距離		

*1 大田区自転車等総合計画(令和4年3月策定)において、令和13年度達成目標として、策定

*2 平成28(2016)年度からの累積

事業紹介

大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン

<面的・一体的なバリアフリー化の推進>

高齢者・障がい者等の移動や施設利用に関する利便性・安全性を向上するため、道路・施設の整備や心のバリアフリー等、ハード・ソフト両輪の事業によるバリアフリー整備を図っています。

ハードの取組例
(歩道の段差の改善)



整備前



整備後

■アクションプラン

2-1 安全で楽しいみち・場所・空間づくり

安全に楽しく歩くことができ、憩いの場がある、人にやさしい歩行者環境をつくります。

取組み内容

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインの視点による道路の整備や維持補修	区民と区が協働でユニバーサルデザインの視点から点検・評価を行い、誰もが移動しやすい道路の整備や補修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備 ・誘導ブロックの敷設 ・歩車道段差解消ブロック*の整備 ・UD合同点検【再掲】 ・道路損傷等通報アプリ My City Report の運用
(2)	公共的空間におけるユニバーサルデザインの推進	歩行者空間の狭い歩道等を安全に利用できる工夫、歩行者の妨げとなる障害物の除去等、安全で利用しやすい道路・歩行者空間の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・電線類地中化（無電柱化） ・呑川緑道の整備 ・桜のプロムナードの整備 ・海辺の散策路の整備 ・狭あい道路拡幅整備事業の推進 ・私道助成事業（私道排水設備助成事業・私道整備助成事業）
(3)	誰もが利用しやすい安全で快適な商店街づくり	障がい者や高齢者、外国人等も、楽しく安心して買い物ができるよう、おもてなしのところに満ちた安全で快適な商店街づくりに向けた支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会等の取組みに対する支援
(4)	多くの人が集まる拠点（場所・施設）のユニバーサルデザインの推進	蒲田駅周辺や大森駅周辺等、多くの人が集まる拠点の施設利用や移動について、区民や事業者との連携をもとに、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーのまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅、大森駅周辺のまちづくり ・新空港線の整備 ・大田区移動等円滑化促進方針おた街なか“すいすい”方針 ・大田区バリアフリー基本構想おた街なか“すいすい”プラン

*歩車道段差解消ブロック：車いす利用者、高齢者、ベビーカー利用者が歩きやすいよう、歩道と車道の段差を小さくする一方で、緑石表面に突起をつけ、視覚障がい者が白杖や足裏で横断歩道部が認識できるよう工夫している。

2-2 ユニバーサルデザインの公共的施設づくり

区全体にユニバーサルデザインを普及・促進するために、公共的施設について積極的にユニバーサルデザインの導入を進めます。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	公共的施設におけるユニバーサルデザインの積極的導入	大田区公共施設等総合管理計画に基づく施設整備にあたり、施設のユニバーサルデザインを進めます。また、事業者等に施設のユニバーサルデザイン導入について働きかけます。	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅、大森駅周辺のまちづくり【再掲】 ・新空港線の整備【再掲】 ・公共施設の複合化におけるユニバーサルデザインの積極的な導入 ・学校施設の改築等におけるユニバーサルデザインの積極的な導入 ・多機能トイレの整備
(2)	ユニバーサルデザインの視点に立った公共的施設の活用、利用促進	安全面、衛生面の管理が不十分なトイレや公園等については、こどもから大人まで、誰もが安心して使えるように施設の改善を図ります。また、既存の施設で改修が難しい場合でも、ちょっとした工夫や人々の配慮によって不便さを解消します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎公園の新設改良整備の推進 ・公衆・公園トイレの洋式化の推進

事業紹介

新空港線の整備

新空港線は、東急多摩川線矢口渡駅付近から地下化し、蒲田駅・京急蒲田駅の地下を通過して京急空港線に乗り入れる計画で、令和6年3月現在、京急蒲田駅までの区間について整備主体となる羽田エアポートライン株式会社を中心に、検討を進めています。

新空港線整備により東西方向の移動が便利になるとともに、天候などに左右されず、誰もが安全で快適な移動ができるなどの効果が期待されます。

引き続き、整備主体と連携し、地域イベント等様々な機会を捉えて皆様のご意見を伺いながら、事業の周知を図ってまいります。



イベントでの事業説明の様子

2-3 円滑に移動できる施設・設備としくみづくり

まちの中を安全・スムーズに移動できるよう施設の整備や利用のマナー啓発等を進めます。また、自転車と歩行者の共存のために互いが安全で快適なまちをめざします。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	誰もが利用しやすい移動施設・設備の整備・充実	駅舎におけるエレベーター、エスカレーターの設置、そこへの誘導及びホームドアの設置等について、関連事業者等と連携を図りながら、誰もが安全で利用しやすく、円滑に移動ができる施設等の整備・充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅総合改善事業 ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業 エレベーター、ホームドア及びバリアフリースイレ等の設置 ・新空港線の整備【再掲】
(2)	自転車と歩行者が共存するための環境整備	区民の生活に密着した自転車の利用を円滑に推進するため、駐輪場や自転車走行環境の整備、交通安全教育等の啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎自転車等駐車場の整備 ◎自転車走行環境の整備 ・交通安全教室等の実施

2-4 まちなかをわかりやすくする案内・サインの充実

区民や区外の人がまちを訪れたときにもスムーズに行動できる、わかりやすいサインや案内情報を整えます。

取組み内容

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	誰にもわかるまちなか情報の提供	障がい者や高齢者、外国人等、誰にとってもわかりやすく統一性のあるサインや案内板等によるまちの中の情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区案内誘導サイン整備ガイドラインに基づくだれもが利用しやすいまちづくりの推進

3 まちづくりの考え方3 「しくみ」

(1) めざす姿

みんなの声を活かし 継続的にまちを見守り育てるしくみをつくりま

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区民や事業者、関係団体等様々な立場の人が気軽に参加し、みんなの意見が反映できるしくみやまちづくりの体制を整えていきます。みんながユニバーサルデザインの事業計画づくりやその実施・評価に参加する等、まちづくりに継続的に繰り返して取り組むことで、より豊かなユニバーサルデザインのまちに育っていくことをめざします。

●ユニバーサルデザインによるまちのイメージ

みんなで継続的に取り組むしくみがある

それぞれの目的、考え方、立場で行動している団体・個人が、違いを認め合いながらみんなで連携している

区が提供するサービスに「ユニバーサルデザインの視点が活かされているか」「区民等の意見が反映されているか」について、評価・検証するしくみがある



自由に意見を言い合える場が用意されている

障がい者や外国人等様々な立場の区民が、まちづくりに気軽に参加する機会がある

みんなで点検・評価してよりよいまちにしている

障がい者だけでなく、
地域住民等多様な人たちが
参加して、まちを点検している

みんなで点検、体験を通じ、
互いの考えを知っている



区民参加の会議を継続し、区と区民による
協働のまちづくりを進めている

区が先導役としてユニバーサルデザインに取り組んでいる

区が率先して、ユニバーサルデザインに配慮した
区民サービスを行い、区民の関心を高めている



誰もがわかりやすく、
行政サービスや情報を
受け取ることができる



(2) まちづくりの考え方3「しくみ」の指標とアクションプラン

■指標

まちづくりの考え方3の指標を以下のとおり設け、より多くの区民が参画、事業者と協働できるよう、継続的な取組みができる体制の構築を進めます。

	項目	現状 令和4(2022)年度	目標 令和10(2028)年度
(1)	UD合同点検におけるUDパートナーの参加率	98.8%	100%
	UD合同点検に出席連絡したUDパートナーの参加率		
(2)	ユニバーサルデザインや障がい理解等に関する職員研修の理解度	72.5%	100%
	ユニバーサルデザインの理解に関する研修において、「研修内容を理解できたか」という設問に対して、4段階評価で4(理解できた)を選択した職員の割合		

■アクションプラン項目

3-1 地域力を活かしたユニバーサルデザイン推進体制づくり

ユニバーサルデザイン推進のための体制を整えます。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する協働の体制づくり	区民、事業者、地域の団体等と区が協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための組織を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> • おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議*の設置 • ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会の設置
(2)	ユニバーサルデザインのスパイラルアップ*のしくみづくり	ユニバーサルデザインのまちづくりの計画・実施・評価を行うためのスパイラルアップを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ UDパートナーによる合同点検 • 担当課と取組み事業例について意見共有するしくみづくり

*おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議：区民、事業者、団体等と区が協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、評価、調整するための組織。

*スパイラルアップ：「継続的に改善すること」もしくは「その仕組み」を指す。事業を、計画・実施・評価・見直すというサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これをスパイラルアップと称している。

3-2 区民参加による地域力を活かす組織づくりと人材育成

ユニバーサルデザインのまちづくりにおいて、中心的な役割をもつ UDパートナーにより専門的な知識を習得してもらい、活躍の場を広げます。

取組み内容

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインのまちづくり推進の担い手の育成	区民の参加によるユニバーサルデザインのまちづくりをともに進めていくため、その中心となるUDパートナーへの研修を実施し、まちづくり点検に向けてさらに理解を深めます。	・UDパートナー研修会
(2)	UDパートナー等によるユニバーサルデザインの普及・啓発活動の推進	UDパートナー等が区とともにユニバーサルデザインのまちづくりの担い手として普及・啓発に取り組めます。	・ユニバーサルデザイン普及・啓発冊子の作成と配付

事業紹介

おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー（UDパートナー）とともに実施する点検等の活動

団体推薦や一般公募で選ばれたユニバーサルデザインに関心のある区民（UDパートナー）とともに、区立施設・公園の新設・大規模改修、道路整備の際に、ユニバーサルデザインの視点で点検を行います。

UDパートナーからの意見を整備に反映することで、継続的なまちづくりを進めています。



UD合同点検（蒲田駅南口駅前小広場）

3-3 行政サービスのユニバーサルデザイン

区が率先して、ユニバーサルデザインの推進に取組み、まち全体への波及効果を生み出すしくみをつくりまます。

取組み内容

◎は指標となっている事業

	施策	施策の概要・ねらい	取組み事業例
(1)	ユニバーサルデザインに配慮した行政サービスの改善	ユニバーサルデザインの視点から行政サービスを改善するため「ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン」を活用する等、すべての人が適切に行政サービスを利用できるよう取組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口サービスUD合同点検の実施 ・UD窓口サービスガイドラインのスパイラルアップに向けた事例の蓄積
(2)	区職員へのユニバーサルデザインに関する研修、体験の実施	区職員のユニバーサルデザインに関する研修や体験を実施し、職員のユニバーサルデザインに対する理解を深めることにより、行政サービスの一層の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎研修「福祉理解スキルアップ講座」 ◎研修「大田区のユニバーサルデザインのまちづくり」 ◎研修「心のバリアフリー研修」

.....

大田区 [改定版]
ユニバーサル
デザインの
まちづくり
基本方針
アクションプラン Ver.3

【令和6(2024)年度～令和10(2028)年度】

.....

発行年月：令和6(2024)年3月

発行：大田区福祉部福祉管理課

電話 03-5744-1721

FAX 03-5744-1520

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1111【代表】

この冊子は、障害者優先調達推進法に基づき、社会福祉法人東京コロニー
東京都大田福祉工場で作製しました。